

小、中、高校用保健と高校の生活と倫理の教科書



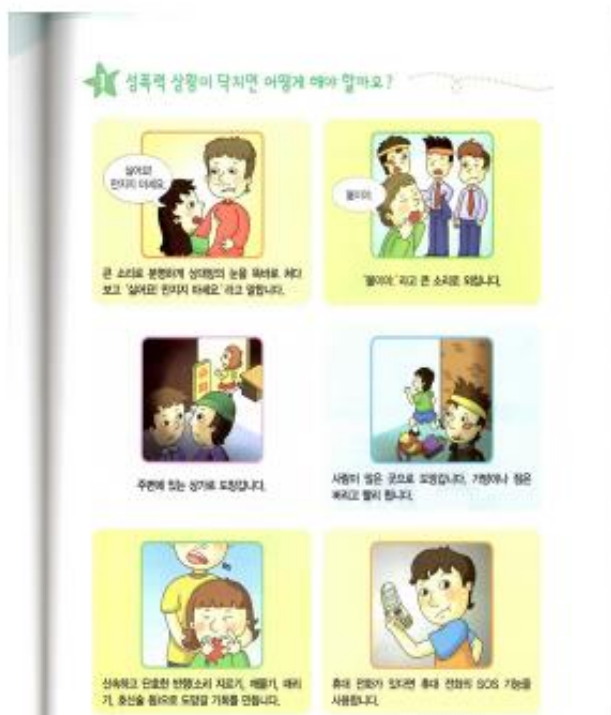
性教育関連事項は、保健、技術・家庭、体育、道徳など多くの教科で扱っている。
保健の教科書

- ・小学5年 性暴力の横行する社会のため、詳しい対処方法を説明。
性暴力への対処は、中学、高校でも同じように説明。
- ・小学6年 人間の生殖、性交について、イラストを交えながら説明。
- ・中学 避妊について、コンドームの装着方法も図示。
性の概念には、ジェンダー、セックス、セクシュアリティの意味がある。
国家人権委員会法で同性愛者への差別を禁じているとの説明もある。
- ・高校 中学より多様な避妊方法を教えている。
性の概念の説明は中学と同様。
同性愛に関しては、国内の反対論と国家人権委員会の勧告の併記。

高校の生活と倫理の教科書

- ・性差別問題と性的少数者問題の理解とこれの克服が課題とされる。
ゲイパレードが挿絵として掲載される。

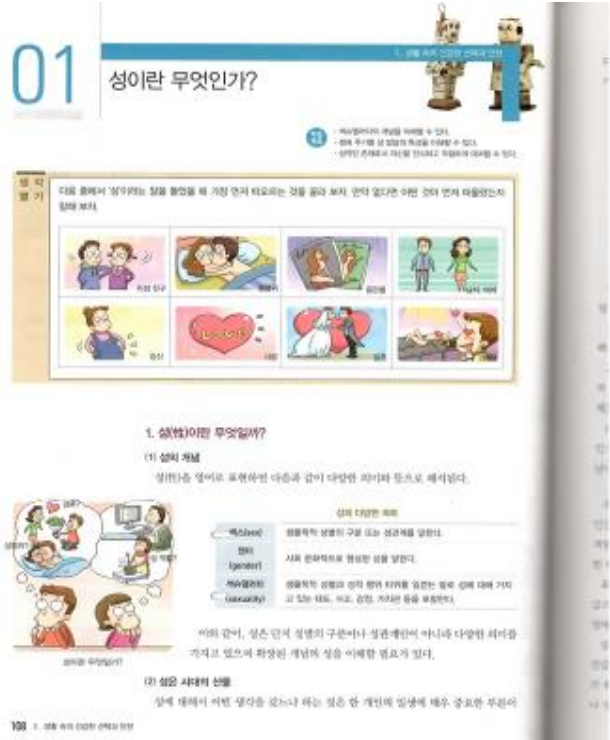
5年(左)、6年(右)の保健の教科書



韓国では、複数の教科で多面的に性教育関連事項を取り扱っているが、子どもたちへの性暴力も横行するため、小学校5年から保健の教科書等で具体的な対処方法が語られている。6年保健で人の性交について図示されているが、1990年代日本の副読本でも同じような図

が使われていた。¹⁾

中学(左)、高校(右)の保健の教科書



儒教的性規範を背景に 1950 年代には貞潔教育として出発し、今、科学とジェンダー平等の性教育へと発展しつつある韓国の性教育について教科書を通じて見ていきます。

私たちがこの教科書を手にしたのは 2015 年 3 月ですから、中学保健では多様な関係性の

一つとして、男の子同士の恋愛も取り上げられています。当時は、朴政権下で2013年5月に国家水準学校性教育標準案が出され、多様な性については、次第に取り扱えなくなっていたようです。しかし、17年5月から文政権となり、性教育の位置づけも変化し、18年に人権保障やジェンダー平等、民主市民教育の観点をもりこんだ性教育標準案の改編計画が立てられました。しかし、韓国社会では“性と政治”は深く関係し、また、後述する性教育関係部局の取り組み姿勢の違いもあり、未だ、改編案は作成されていません。一方で、

「家庭暴力防止および被害者保護に関する法律」をはじめ関連法が改正され、小学校から高校で性暴力に対する予防教育の実施がより具体的な形で義務化されました。たとえば、

保健の教科書では²⁾、小5の場合、「性と健康」単元で性教育関連事項が扱われ、「性暴力」の項目の学習目標は、「状況別の対処法を覚えて、実践できる」であり、性暴力被害にあった時には、親や先生に話す、警察に通報する、服を着替えたり、洗ったりせずにすぐに病院で手当てを受けるとあります。また、女性緊急電話番号も掲載しており、性の商品化の問題点もあげています。**総じて、「自分の体は自分で守る」ことが強調されています。**

また、二次性徴の説明箇所、乳幼児から成人までの裸体の男女が挿絵として掲載されています。「父親になるための準備をする！」という項目で、「もし、勃起ができなかったら」という質問があって、その中に、「勃起は男性の精液を効果的に女性の膣の中を送るために起こる現象です」というような説明があります。その他、仮性包茎と真性包茎の説明もあります。

小6保健の「性と健康」単元では、「弟の誕生」「異性の友達とのマナー」「性暴力とその対処法」「性は売り買いしない」「男女差別はしない」などの項目があります。「弟の誕生」の学習目標には「受精過程がわかる」があげられ、前掲のような性交を連想できる挿絵も掲載されています。「人の性交は動物の交尾と何が違う？」の質問には、「動物は種族の繁殖のため、人は愛し合っていることを確認するために性交をする」と回答しています。

また、環境ホルモンによる汚染で、50年前に比べて、男性の精子の数は半減し、奇形が増えた、「売春防止法」は、2004年9月25日から施行された、なども教えています。単元のまとめには、「両性平等は個人の潜在力の開発はもちろん、国家の発展のためにも重要です。両性平等の社会を作るためにどんな努力が必要か書いてみましょう」があります。

中学保健の「性と健康」単元中、「性が及ぼす影響と多様な性文化理解」では、性の概念には、セックス、ジェンダー、セクシュアリティの3つの意味が込められているとして、それぞれを説明。前半は、異性への関心、異性交際しか出てきませんが、後半で、世代間の性文化の違いや多文化の中での違いについて述べ、「時代の流れによって変化する性文化」のところで、「性役割の変化」「女性の再婚および財産相続禁止制度の廃止」などともに、「同性愛差別の禁止」があげられ、「・・・現在の韓国は、国家人権委員会法で同性愛者への差別を禁じている」との説明があります。二次性徴について扱っている部分では、日本と同様、マスターベーションの説明もあります。「異性交際および性役割と両性平等」はセットで取り上げられ、「固定観念をすてた性役割再設定の例を説明できる」なども求められています。

異性交際のルールとして、付き合い始め、発展期、別れるときのそれぞれについて語られ、

「性的自己決定権」の重要性が強調され、その基準についても触れています。「妊娠と避妊」に関しては妊娠の準備から、つわりの症状、出産過程、さらに、避妊までを取り上げています。緊急避妊薬ピルも取り上げており、コンドームの装着方法も図示されています。性の商品化と性暴力、また、性感染症についても扱っており、性暴行の証拠の確保は48時間以内に行なければならないから、早く病院に行かなければいけないという点も語られています。

韓国の保健の教科書は、日本より、小学校から人間の性と生殖、性行動に関する生理学的、社会的、文化的側面の知識と実践的スキル、さらに、相談機関へのアクセス等も含めて、具体的な解決方法や対処法を提供しようとしているという特徴があります。さらに、技術・家庭などの教科書では、結婚、家族、老後等についての画一的なモデルが提示されていますが、これは、子どもの将来への自由な選択との関係でどうなのかと思わせるほど具体的です。

性教育に関連した省庁としては、女性家族部、保健福祉部、教育科学技術部の三つがあり、いずれも、女性団体を中心とした、NGOとの連携による部分が大きい点が特徴です。³⁾

韓国独自の組織、女性家族部は人権教育の一環として子どもや成人への性暴力や日本軍「慰安婦」問題に取り組んでいます。教材開発や暴力予防教育としての「性人権教育（人権を基軸とした包括的性教育）」の専門講師の養成や教員研修、警察や福祉施設等の職員対象の講座の開催などを行っています。2008年には、この部の一機関として青少年性文化協議会が発足し、民間と政府の協力による青少年性文化センターが全国に設立されました。ここは、子どもたちが体験学習を通じて正確な性知識を習得し、健康的な性のアイデンティティを持った主体として成長できる場として各地に設けられ、2018年現在で58カ所あります。

保健福祉部は日本の厚生労働省にあたり、障がい児・者を対象とした出張授業や研修を行っています。性暴力にあった子どもや成人の保護等にも取り組んでいます。

教育科学技術部は、日本の文部科学省にあたり、教育現場におけるカリキュラム立案に関わっています。2010年度からは「保健」科目が設置、義務化されました。この科目の担当者は日本の養護教諭と同様に、学校保健に責任を持ちつつ健康教育を担当する教員資格をもつ保健教師です。

韓国の性教育は「性人権教育」に象徴されるように、人権教育の一環として取り込まれ、性教育に取り組む民間団体と省庁、学校現場とが密接に連携しているのが特徴と言えます。

- 注
- 1) 監修・執筆者 山本直英、高柳美智子『ひとり、ふたり、みんなと性ってなんだろう』東京書籍、P13. 90年代に小学校で生徒の副読本として利用されていた。
 - 2) 橋本紀子「(5) 韓国の性教育関連教科書の分析」(II 海外諸国の性教育の現状と教科書の収集・分析)『<性>に関する教育の内容講成・教育課程とジェンダー平等意識・セクシュアリティ形成』日本学術振興会科学研究費研究成果報告書、PP.252~264、2013~2015年度、基盤研究B課題番号2528522 研究代表者橋本紀子、2016年3月参照。
 - 3) 艮香織、朴恵貞「韓国」：橋本紀子、池谷壽夫、田代美江子編著『教科書にみる世界の性教育』かもがわ出版、2018年、PP.133-149所収、参照。